

豊島区基金運用方針

令和 7 年 1 0 月

豊島区会計管理室

豊島区基金運用方針

令和7年10月8日
区長決定

この方針は、地方自治法第241条第2項の規定に基づき、基金を確実かつ効率的に運用するために定めるものとする。

1 原則

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視する。

元本が損なわれることがないよう、安全な金融商品により保管・運用を行う。

預金に関しては金融機関の経営の健全性に留意する。

(2) 流動性の確保

想定外の資金の必要時にも対応できる流動性を確保する。

(3) 効率性の追求

安全性を最重点とし、次に流動性を確保した上で、運用収益の最大化に努める。

2 運用の考え方

(1) 運用額に占める債券と預金の比率については、今後の投資事業や金利の動向を踏まえ、流動性の高い預金の比率を高める。

(2) 上記を踏まえつつ、機会があればSDGs債の購入を検討する。

3 債券及び預金の選択基準

(1) 債券の選択基準

① 運用商品は、公共債を中心に安全性の高い債券を対象とする。

② 公共債以外の債券を購入する場合は、広く国民生活に関係する債券のうち、元本保全の観点から信用力が高く、債務履行の確実性が高いと判断

される債券とする。

- ③ 信用力、債務履行の判断については、金融庁に信用格付け事業者登録をしている格付け機関において、債券発行体の格付がA（以下、A－を含む。）以上のものとする。複数の格付け機関から異なる評価を取得している場合は、一つ以上の格付がA以上かつ最低の格付がBBB以上とする。

（２）預金の選択基準

- ① 預金の預け入れ先は、区内に本店又は支店を有するなど、区民生活と地域経済に寄与する金融機関を中心に選択する。
- ② 選択にあたっては、格付け（債券の選択基準と同じ）、自己資本比率（８％以上）などの指標を総合的に踏まえ決定する。
- ③ 特定の金融機関に資金が集中しないよう、分散した運用に配慮する。

附 則

この方針は、令和７年１０月８日から施行する。